特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種 の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中之条町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り

扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人の プライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減 するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益 の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県中之条町長

公表日

令和5年9月15日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務						
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務						
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の 発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、 および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 【主種を行うために要する費用に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。						
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル	名						
宛名情報ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の93の2項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第67条の2						
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第115の2 項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務 省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第115の2 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2						
5. 評価実施機関における	5担当部署						
①部署	保健環境課						
②所属長の役職名	保健環境課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	中之条町役場 保健環境課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話:0279-75-8833						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	中之条町役場 保健環境課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話:0279-75-8833						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年9月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	15年9月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	価書の種類					
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価 施機関に	-	重点項目	評価書又は全	3) 基礎項目評価書	・ ・ 及び重点項目評価書 ・ ・ ・ 及び全項目評価書	
	ket 土口 十日 /4	H-5-11 (F) (F) (F) (F)	ニノナ体	トナコ エナビ	\$2.\		
2. 特定個人情報の入手(育 教徒化	スペットリークンス	アムを通	しに人子を関	₹ 、) <選択肢>		
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[十分である]		へ送い放う 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	Г	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	_	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱し	いの委託				[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	ら 情報提供ネットワー	-クシステ.	ムを通じた提信	供を除く。)	[]提供・移転した	まい
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[]接	続しない(入手)	[]接続しない(摂	是供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	_	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	いるいる	
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外	部監査	
9. 従業者に対する教育・科	李発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分に行っている 3) 十分に行っている	る	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月12日	新規作成				
令和3年8月12日		項 並びに、行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣 府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省 令第七号) 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2 項	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第115の2項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第13条 ■情報提供の根拠番号法第19条8号、別表第二の第115の2項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	事前	法令改正による修正
令和3年8月12日	IIしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しにより修正
令和3年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しにより修正
令和5年9月15日	IIしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	Ⅱしきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	